

第2章 消防同意事務処理の手引き

第1節 主旨

この手引きは、法第7条の規定に基づき、特定行政庁若しくは建築主事（以下この章において「建築主事等」という。）又は指定確認検査機関（以下この章において、「指定機関」という。）に対する消防同意を円滑に行うために必要な事務処理について定めたものである。

第2節 同意事務処理手順

建築主事等又は指定機関から送付される許可申請書、確認申請書又は計画変更確認申請書及び規程第7条に規定する通知（以下この章において、「確認申請書等」という。）は、次により取り扱うものとする。また、確認申請書等に消防用図書を含むものとして取り扱うものとする。

なお、同意事務処理手順として消防同意事務フローチャート1及び2を参考とすること。

第1 確認申請書等の受領等

確認申請書等の受領等は、次により行うものとする。

1 受領場所

(1) 申請建築物の所在地が当別町の場合

〒061-0226 石狩郡当別町錦町351番地

石狩北部地区消防事務組合 当別消防署予防課指導係

TEL0133-23-2537 Fax0133-22-1156

(2) 申請建築物の所在地が新篠津村の場合

〒068-1100 石狩郡新篠津村第46線北12番地

石狩北部地区消防事務組合 新篠津消防署総務課予防係

TEL0126-57-2034 Fax0126-57-2823

(3) 申請建築物の所在地が石狩市の場合

〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3

石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署予防課指導担当

TEL0133-74-7165 Fax0133-74-9814

2 受領時間

確認申請書等を受領する時間は、土曜日、日曜日、休日並びに年末年始の執務を要しない日を除く8時45分から17時15分までとする。

3 受領方法

(1) 確認申請書等は、各消防署の係・担当が受領するものとする。

(2) 確認申請書等の受領は、建築主事等又は指定機関による持ち回りを原則とする。

ただし、受領時間内に確実に受け渡しができる場合については、郵送、宅配便等によることができるものとする。

(3) 前(2)の送付にかかる費用は、当該機関が負担するものとする。

4 図書の確認

- (1) 建築主事等からの確認申請書等は、建基省令第1条の3に規定する図書とし、主事等が定める、建築基準法第93条第1項の規定による消防同意を求める通知書（以下この章において、「同意を求める通知書」という。）が含まれているかを確認するものとする。
- (2) 指定機関からの確認申請書等は、建基省令第3条の3に規定する図書とし、指定機関の名称及び代表者氏名、同意を依頼する旨、確認申請書等の返却方法、指定機関の担当者氏名及び連絡先等が記載された送付書（様式1）が含まれているかを確認するものとする。
- (3) 当該確認申請書等に不備があると認める場合は、建築主事等又は指定機関に対して電話等の手段によりその旨を通知し、指示を仰ぐものとする。

第2 確認申請書等の受付

確認申請書等の受付は、次により行うものとする。

1 受付方法

- (1) 確認申請書等を受付した場合は、確認申請書等受付簿（様式2）に必要事項を記入すること。
- (2) 確認申請書等受付簿の記入は、次により行うこと。
 - ア 記入前に、申請建築物の情報（建築物の有無、指定対象物台帳の有無等）を確認し記入すること。また、消防OAシステムにより申請建築物の情報を確認するものとする。
 - イ 受付番号は、各消防署で取るものとし、暦年の一連番号で、建築許可等同意書（要綱様式18）と同一とすること。ただし、計画通知にあっては受付番号を取らないものとする。
 - ウ 同意等の宛先は、該当する区分の番号を○で囲むこと。ただし、3には、指定機関の名称を記入すること。
 - エ 防火対象物欄には、築造地、建物名称（仮称等も可）、建築主氏名・電話は、申請者が法人の場合は法人名、その他の場合は申請者氏名を記入すること。
 - オ 申請内容の種別は、該当する区分を○で囲むこと（確～確認申請、計～計画通知、許～許可申請）。建築別も同様に○で囲み（新～新築、増～増築）改築又は用途変更等の場合はカッコ内に記入すること。用途について、複合又は従属等ですぐに判断のできないものにあっては、判明後に記入すること。
 - カ 受付図書は、受付した確認申請書等の正本、副本及び消防用図書をそれぞれ○で囲むこと。
 - キ 処理経過の処理欄は、同意・不同意の別を記入すること。
 - ク 処理経過の確認は、建築主事等又は指定機関に返却、返送した日付及び署名を受けること。なお、郵送、宅配便等により返却、返送したものについては日付及び郵送、宅配便等の機関名を記入すること。
- (3) 収受印の押印
 - ア 建築主事等からの確認申請書等の場合は、同意を求める通知書に収受印を押印し、受付番号を記入すること。ただし、第1図の消防受付欄のある書類等がある場合は、その書類等の消防受付欄に収受印を押印し、受付番号を記入するとともに、消防機関欄に受付年月日を記入することができるものであること。

消 防 受 付	消 防 機 関
1／10	受 付
消 防 通 知	
	第 号

第1図

イ 指定機関からの確認申請書等の場合は、建基省令第二号様式確認申請書（建築物）第一面の裏に収受印を押印し、受付番号を記入すること（計画変更確認申請書等の場合はそれぞれ別の様式に読み替える。）

第3 同意期間

消防同意は法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。

1 起算日

同意期間の起算日は、確認申請書等を受領した日の翌日とすること。

2 終了日

同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

3 同意期間の算定

同意期間の算定にあたっては、同意期間の算定期例（別表2-1）を参考とすること。

4 その他

建築主事等及び指定機関に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。

第4 確認申請書等の審査

主事等及び指定機関からの確認申請書等は、次により審査を行うこと。

1 審査区分

審査は、確認申請書等を受領した各消防署の係・担当において行うこと。

2 審査方法

- (1) 審査は、本基準の第1章及び第3章により行うこと。
- (2) 審査は、建築許可等同意書（要綱様式18）により当該建築物の計画が関係法令に基づく建築物の防火に関する規定に適合するか否かについて行うこと。
- (3) 建築許可等同意書の記入は、次によること。
 - ア 建築許可等同意書（No.1）
 - (ア) 管轄欄は、各消防署が管轄の区分をする場合に記入すること。管轄の区分をしない場合は空欄又は斜線とすること。
 - (イ) 番号及び受付日は、確認申請書等受付簿と同じとし、同意日は、決裁終了日とする。なお、申請建築物（付属建物を除く。）が2以上の場合は、枝番号を付すること。
 - (ウ) 申請区分は、確認申請、計画変更確認申請、計画通知又は許可申請のうち、該当するものを記入すること。
 - (エ) 建基法第6条第1項該当号は、第1号から第4号までのいずれかを記入すること。また、計画通知についても建基法第6条第1項を準用し該当号を記入すること。

- (オ) 確認事項は、建築主事等又は指定機関に何らかの確認を行った場合に「有」を○で囲み、それ以外は「無」を○で囲むこと。
- (カ) 同意宛先は、同意する宛先を記入すること。指定機関の場合はその名称を記入すること。(例：建築主事・日本ERIなど)
- (キ) 台帳は、指定対象物台帳の有無を確認し、該当する方を○で囲み、指定対象物台帳が存在する場合は台帳番号を記入すること。なお、審査に必要な場合は、現地調査を実施すること。
- (ク) 入力は、決裁終了後に消防OAシステムに規定する入力方法により入力すること。
- (ケ) 同意・不同意は、審査終了後に同意又は不同意の該当する方を○で囲むこと。不同意の場合は理由にその内容を記入すること。
- (コ) 用途、機能的な従属用途及びみなし従属は、本基準の第3章第1節第1の防火対象物の用途区分を参照し、項及び用途を具体的(自動車修理工場、物品販売店舗、展示場等)に記入すること。また、専用住宅又は長屋住宅などの防火対象物とならない場合は項の欄に斜線を引くこと。
- (サ) 工事種別は、棟単位の種別を○で囲むこと。(申請は敷地単位)。
- (シ) 完成年月日は、空欄とならないよう必ず確認を行うこと。
- (ス) 付属建物等には、申請建築物に付属する延べ面積150m²未満及び消防用設備等の設置義務のない小規模建築物について記入すること。
- (セ) 備考は、用途判定の補足や計画変更の変更内容などを記入すること。危険物施設の場合は、その旨を記入し危険物担当の合議を受けるなど連携を図ること。

イ 建築許可等同意書（No.2）

- (ア) 建築構造等は、別表2-1「建築基準法及び同施行令に係る審査事項」を参考に建築物の用途に応じ審査を行い、審査不要の項目は空欄又は斜線とすること。
- (イ) 構造制限及び防火区域等の制限は、制限の有無を記入し、求められる構造等にチェックを記入すること。
- (ウ) 区画等の記入は、対象又は対象外の審査、対象の場合は該当する部分の有無の審査を行い、適否を判定すること。
- (エ) 内装制限の記入は、居室・廊下・火気使用室の有無を囲み、制限の要不要を審査し、適否を判定すること。また、求められる材質等（～以上）を記入すること。
- (オ) 政令第11条及び第12条の倍読み規定にかかる内装欄は、腰壁も含めた部分すべてについて審査し、その他構造であっても判定は行い倍数を記入すること。
- (カ) 避難規定の備考欄には、建基政令第117条第2項による区画された場合に区画構造及び面積算定等の別を記入すること。
- (キ) 少量危険物の貯蔵方法等には、品名・ホームタンク・防油堤などの記入をすること。
- (ク) 火気使用室の構造には、小屋裏隠ぺい部分等の排気ダクトに関してや防火ダンパー、グリスフィルターについて記入すること。

ウ 建築許可等同意書（No.3）

- (ア) 周囲の状況は、敷地に面する道路その他の空地に関する情報であるから、必ず記入すること。

- (イ) 無窓階判定について、有効なすべての開口部の寸法などを記入し詳細に算定すること。また、算定欄に不足が生じた場合は、普通階・無窓階算定書（様式3）に記入すること。
- (ウ) 収容人員算定について、算定面積などを記入し詳細に算定すること。
- (エ) 16項の項別面積算定は、昭和50年4月15日付消防予第41号を参考に面積を項別及び階別に算定し記入すること。また、備考には、みなし従属及び面積按分の内容を記入すること。
- (オ) 特定1階段等対象物には、該当又は非該当のどちらかを○で囲むこと。
- (カ) 同一敷地内規定関係は、政令第19条第2項、第20条第2項又は第27条第2項の規定を適用する場合に記入すること。
- (キ) 防炎規制は、規制の有無のどちらかを○で囲むこと。また、複合用途の場合は防炎規制のかかる部分を記入すること。
- (ク) 危険物施設は、施設の概要を記入すること。なお、指定数量以上の危険物について（様式4）を添付すること（危険物係・担当がある場合は十分連携を図ること。）

エ 建築許可等同意書（No.4）

- (ア) 既存設備の遡及について、法第17条の2の5第2項が適用となる場合の増築等による既存建物部分への消防用設備等の遡及適用についてチェックすること。
- (イ) 「要・無」は法設置義務、「要・無」は図面に記入されているか又は特例等により設置しなくて良い場合である。よって、義務がない設備等は不とし（審査により義務なしのため空欄にはしない。）、任意設置の場合は「不・有」とすること。
- (ウ) 消火器の条例設置について、条例設置のみの場合は不となり条例附加で「有・無」となる。所要単位は必ず記入する。条例の場合は空欄、附加は電気等を記入すること。
- (エ) 消火器設置単位の緩和について、審査時は緩和を考慮しないで単位数を算出する。緩和する場合は、設置届出を確認し決定すること。
- (オ) パッケージ型の備考には、I型・II型の記入をすること。
- (カ) 消防機関へ通報する火災報知設備の3項電話の記入は、「要・無」で設置場所等に3項電話と記入すること。
- (キ) 非常警報設備（器具）の自火報による設置免除の記入は、「要・無」で設置場所等に自火報と記入すること。
- (ク) 避難器具の種別には、それぞれ例を参考に避難器具を記入すること。（例：避難はしご～は、緩降機～緩、救助袋～袋）
- (ケ) 誘導灯（設置することを要しない場合）の規則28条の2の記入は、「要・無」で種類に「規則28条の2適用」と記入すること。階段室非常照明の場合も同様の記入とすること。
- (コ) 誘導標識の誘導灯による代替は、「要・無」で備考に誘導灯と記入すること。設置を要しない場合は「規則28条の2適用」と記入すること。
- (サ) 消火設備の水源について、建物構造と一体となる場合が多いため必要水源の確認は十分に行うこと。

オ 建築許可等同意書（No.5）

(ア) 特例・令8区画等・特記事項には、特例等の詳細を記入すること。

(根拠となる通知の通知日、通知番号及び題名等)

また、追加及び補正の詳細な内容についても特記事項として記入すること。

(イ) 確認事項は、番号(①…③)を付し、確認内容を具体的に記入すること。確認日には確認した日付、確認者氏名及び確認内容の番号(①…③)を記入すること。回答日欄は確認事項に対する回答を得た日付、確認した相手先の氏名等及び回答を得た内容の番号(①…③)を記入すること。

(ウ) 備考には、新築工事中の防火管理について記入し、その他必要事項についても記入すること。

カ 渡り廊下等の審査にあっては、渡り廊下等の審査表(様式5)に基づき行うこと。また、面積は按分されるので注意すること。

3 基準の特例適用

政令第32条又は条例第40条の規定に基づき基準の特例を適用する場合は、規程第12条、要綱第32条及び第33条により処理すること。また、要綱第32条第2項ただし書きの規定に基づく処理を行う場合は、要綱様式18の特例・令8区画等・特記事項に特例認定の内容を記入すること。

4 補正及び追加

(1) 補正とは、平成19年国土交通省告示第835号「確認審査等に関する指針」第1第5項第③号イに基づく軽微な不備の補正をいう。追加とは、同号ロに基づく追加説明書の提出をいう。

(2) 前2の審査処理方法により、前(1)の軽微な不備の補正又は追加説明書が必要な場合は、その旨を建築主事等に電話等により通知し指示を仰ぐものとする。軽微な不備の補正又は追加説明書の提出は、確認申請書等の建築主の合意に基づき、当該申請者又はその委任を受けた者が行うものとする。この場合、軽微な不備の補正又は追加説明書が必要である旨の連絡を建築主等に行ってから、当該確認申請書等の書面が是正されるまでの間は、同意期間から除くものとすること。

(3) 当該軽微な不備の補正又は追加説明書の提出について時間を要し、同意期間内に処理できない場合は、その旨を建築主事等、指定機関又は建築主等に電話等により通知すること。

第5 決裁

消防同意に関する決裁は、申請建築物の所在する消防署長又は「石狩北部地区消防事務組合事務専決規程」(平成11年4月1日訓令3号)により専決を行う課長等の決裁とする。

1 必要な添付書面

決裁に必要な書面は、建築許可等同意書及び確認申請書等とする。建築許可等同意書には、次の図書等を添付すること。ただし、専用住宅等の場合はこの限りでない。

- (1) 付近見取り図の写し
- (2) 敷地内配置図の写し
- (3) 各階平面図の写し
- (4) その他必要な図書等の写し及び添付書類の写し

第6 決裁終了後の処理

1 同意する場合の処理

- (1) 確認申請書等が防火に関する規定に違反しないものとして同意する場合は、次のいずれかの方法により通知すること。

ア 第2図のとおり建基省令別記第二号様式の消防関係同意欄に要綱別表1に規定する「同意」の証印を黒色で押印し、同意年月日(決裁日)及び同意番号(受付番号と同じ)を記入し通知すること。規程第7条を準用する場合は「同意」を「了承」と読み替えるものとするが、同意件数にはカウントしないものとする。なお、第3図の消防受付欄のある書類等がある場合は消防機関欄に決裁年月日及び決裁と記入すること。

※ 消防関係同意欄	
第1号	同意
20年1月12日	
石狩北部地区消防事務組合	
○○ 消防署長	

第2図

消防機関	
1/10	受付
1/12	決裁
消防通知	
/	第 号

第3図

イ 前ア以外の方法により通知する場合は、建築確認等同意通知書(様式6)に、必要事項を記入し通知すること(通知する方法は建築主事等又は指定機関の指示する方法とする。)

- (2) 前(1)により同意した場合は、消防関係法令適用通知書(様式7)に必要事項を記入し副本に添付するものとすること。また、少量危険物、火気設備等の設置に関しては、必要に応じて設置基準を副本に添付するものとすること。
- (3) 前(1)により同意した場合は、建築許可等同意書に同意年月日を記載し確認申請書等受付簿処理欄の同意にチェックを行うものとすること。また、消防OAシステムに入力するものとすること。

2 不同意の場合の処理

- (1) 確認申請書等が防火に関する規定に違反するとして同意できない場合は、次のいずれかの方法により通知するものとすること。

ア 建基則別記第二号様式の消防関係同意欄に要綱別表1に規定する「不同意」の証印を黒色で押印し、不適合事由を付して建築確認等申請不適合通知書(要綱様式19)を正副本に添付するものとすること。規程第7条を準用する場合は「不同意」を「不了承」と読み替えるものとする。

み替えるものとするが、不同意件数にはカウントしないものとする。不備事項を記入して意見書（要綱様式 20）を正副本に添付するものとすること。

イ 前ア以外の方法により通知する場合は、建築確認等申請不適合通知書（要綱様式 19）に、必要事項を記入し通知すること。規程第 7 条を準用する場合は「不同意」を「不了承」と読み替えるものとし、不備事項を記入して意見書（要綱様式 20）に、必要事項を記入し建築主事等又は指定機関の指示する方法で通知すること。

- (2) 前(1)の規定により不同意とした場合は、確認申請書等受付簿処理欄の不同意にチェックを行うものとすること。また、消防 OA システムに入力するものとすること。

3 同意又は不同意の通知

同意又は不同意の通知は、同意期間の終了日までに前 1 又は前 2 に規定する方法により、前第 1、1 に規定する場所において、直接行うこと。ただし、直接通知することができない場合又は当該機関が希望する場合は、同意期間の終了日までに、前 1 又は前 2 に規定する文書を郵送、宅配便等の方法により発送し通知するものとすること。この場合、電話等の手段により、文書を発送する旨を予め通知するものとすること。なお、郵送、宅配便等に係る費用については、当該機関が負担するものとすること。

4 基準の特例適用の通知

前 1 の通知を行う場合に、当該通知に係る建築物の計画について政令第 32 条又は条例第 40 条の規定に基づく基準の特例認定を行っている場合は、必要に応じて、特例認定申請書（要綱様式 29）の写しを添付するものとすること。なお、要綱第 32 条第 2 項ただし書きの規定に基づく処理を行っている場合は、前 1、(2)の消防関係法令適用通知書に特例認定内容を記載すること。

第 7 確認申請書等の返却及び返送

消防同意に係る処理を終了した確認申請書等（消防用図書は除く。）の返却及び返送は、次により取扱うものとすること。

1 確認申請等の返却

- (1) 建築主事等から送付された確認申請書等（正副本）は、書類の内容等について前第 1、4、(1)の確認申請書等の副本又は消防用図書と照合を行い、次により返却するものとすること。

ア 照合していた場合は、原則として、前第 1、1 の場所において直接市町村建築窓口に返却するものとし、当該関係者等と双方で返却する確認申請書等の確認後、建築同意受付簿の返却欄に日付及び当該関係者等の署名を受けるものとすること。なお、確認申請書等の正本に前第 6、1、(1)、アにより処理、確認申請書等の副本に前第 6、1、(3)により処理を行うこと。

イ 照合していない場合は、建築主事等に確認申請書等の不整合となる部分について確認を行い、指示を仰ぐものとすること。この場合は確認申請書等の正本に前第 6、1、(1)、アにより処理を行わないものとすること。

2 確認申請等の返送

- (1) 指定機関から送付された確認申請書等は、書類の内容等について前第 1、4、(2)、アの送付書により照合を行い、返却書（様式 1）に返却する年月日を記載し、原則として、前

第1、1の場所において直接指定機関に返却するものとすること。ただし、指定機関が送付書において郵送、宅配便等による返却を希望する場合は、当該返却方法によることができる。

- 3 前2の返却に係る費用は、当該機関が負担するものとすること。

第8 事前相談

- (1) 建築確認事務の厳格化に伴い、設計者等からの事前相談等の急増及び平成19年6月20日消防予第243号「建築確認に係る消防同意事務の取扱いについて」前3にある事前相談等の積極的活用を踏まえ、事前相談等に係る処理を次のとおり行うこと。
 - (2) 防火対象物の新築、増築等に係る事項について、設計者等から事前に相談を受けた場合は、その打合せ結果を事前相談記録簿（様式8）に記録すること。
 - (3) 記録簿の保管管理は適切に行うこと。
 - (4) 原則、事前相談は2人以上で行い図面など具体的な資料を求め対応すること。
また、直ちに回答できないものについては、後日回答すること。

第9 記録及び保存

- (1) 建築主事等及び指定機関に対する同意事務処理の記録及び保存は、確認申請書等受付簿及び建築許可等同意書をもって記録及び保存すること。
- (2) 前(1)の記載によるほか、消防OAシステムに入力すること。

第3節 確認通知事務処理手順

建基法第93条第4項（規程第7条に定めるものを除く。）の規定による通知（以下「確認通知」という。）は、次により処理を行うものとする。

なお、確認通知事務処理手順として確認通知事務フローチャートを参考するものとする。

第1 確認通知の受領等

1 受領場所

前第2節第1、1に掲げる場所とする。

2 受領時間

前第2節第1、2に掲げる時間とする。ただし、郵送、宅配便等の場合はこの限りでない。

3 受領方法

- (1) 建築主事等又は指定機関から通知される確認通知は、各消防署係・担当が直接受領するものとする。
- (2) 建築主事等又は指定機関から通知される確認通知の受領は、当該建築主事等又は指定機関による持ち回りを原則とする。ただし、受領時間内に確実に受け渡しができる場合については、郵送、宅配便等によるものとする。
- (3) 前(2)の送付にかかる費用は、当該機関が負担するものとする。

第2 通知様式

確認通知の通知様式は、住宅については建基省令別記第3号様式による建築計画概要書、建築設備については同省令別記第4号様式第2面による。

第3 事務処理

確認通知に收受印を押印し、確認通知受付簿（様式9）により一連の番号及び必要事項を記入すること。その後、決裁を受けること。また、消防OAシステムに入力するものとする。

第4 確認通知の保存

前第3の事務処理を終了後、確認通知受付簿及び確認通知を保存するものとする。

別表 2-1 同意期間の算定例

想定：建基法第6条第1項第1号～第3号に該当する建築物（同意日数7日）の場合

◎一般的な算定方法

（例1 受領した日が平日の場合）

				閉庁日	閉庁日		
火	水	木	金	土	日	月	火
受領日	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目
	起算日						満了日

※土、日、祝日等の閉庁日も期間に含まれる。
（例2 満了日が祝日となる場合）

				閉庁日	閉庁日		祝日	
火	水	木	金	土	日	月	火	水
受領日	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目
	起算日							満了日

※満了日が祝日（閉庁日）の場合等は、その翌閉庁日が満了日となる。

◎特例的な算定方法

（例3 受領日の翌日が土曜日（閉庁日）となった場合）

	閉庁日	閉庁日						閉庁日	閉庁日	
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
受領日			1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目
			起算日							満了日

※受領日の翌日が土曜日等閉庁日となる場合は、原則として翌閉庁日を起算日とする。
（例4 年末年始の場合）

	年末年始							閉庁日	閉庁日	
12/28	12/29～1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	
月	火～日	月	火	水	木	金	土	日	月	
受領日	年末年始の 閉庁日	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	
		起算日								満了日

※ 受領日の翌日が年末年始の閉庁日となる場合は、原則として翌閉庁日を起算日とする。
(年末年始の休日：「石狩北部地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条」)

様式 1

送付書

年月日

石狩北部地区消防事務組合 ○○消防署長

指定確認検査機関

名称

代表者氏名

次の建築物に係る 申請書について、下記の関係図書を添付して送付します
ので、消防法第 7 条に基づく審査を願います。

1 申請番号

2 建築場所

3 建物名称

4 申請者氏名

5 関係図書

(1) 建築基準法施行規則別記様式第 号 (4) 衛生設備図
(2) 意匠図 (5) 電気設備図
(3) 構造図 (6) その他

6 返送方法

7 担当

連絡先

返却書

年月日

指定確認検査機関

名称

代表者氏名

石狩北部地区消防事務組合 ○○消防署長

年月日付けで送付のあった次の建築物の 申請書について、
下記のとおり返却します。

1 申請番号

2 建築場所

3 建物名称

4 申請者氏名

5 関係図書

(1) 建築基準法施行規則別記様式第 号 (4) 衛生設備図
(2) 意匠図 (5) 電気設備図
(3) 構造図 (6) その他

6 担当

連絡先

確認申請書等受付簿

年

受付	防 火 対 象 物	申 請 内 容					受付	処理経過	
		建築地	建築別	階層	受付	図書		処理	確認
受付日	建物名称	種別	用途	延べ面積					
受付番号	建築主氏名・電話	構造	建築面積						
月 第 号	1 特定行政庁 2 建築主事 3	確 計 許	新・増・()	F B 	m ² 	正 副 消	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意	月日	63
月 第 号	1 特定行政庁 2 建築主事 3	確 計 許	新・増・()	F B 	m ² 	正 副 消	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意	月日	
月 第 号	1 特定行政庁 2 建築主事 3	確 計 許	新・増・()	F B 	m ² 	正 副 消	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意	月日	
月 第 号	1 特定行政庁 2 建築主事 3	確 計 許	新・増・()	F B 	m ² 	正 副 消	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意	月日	
月 第 号	1 特定行政庁 2 建築主事 3	確 計 許	新・増・()	F B 	m ² 	正 副 消	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意	月日	

※ 同意等の宛先の3には、指定確認検査機関の名称を記入すること。

樣式 3

普通階・無窓階算定書

防火対象物名称
(階)

NO.

備 考

- 1 算定は、階ごと（往来できない場合はその部分ごと）に算定すること。
2 防火設備については、開口面積を2分の1とすること。
3 有効開口部すべてを記入すること。
4 判定書には、配置図、建具配置図及び建具表を添付し算定した開口部を
朱色で表示すること。

様式 4

指定数量以上の危険物について

- 1 消防法で定められている危険物を、指定数量以上貯蔵又は取り扱う場合は、設置許可の申請が必要になります。
- 2 申請にあつては、○○消防署と事前に申請内容、手数料などの打ち合わせをして下さい。
- 3 申請から許可書が交付されるまでに3週間前後の余裕をみて下さい。
- 4 設置許可書交付後でなければ、工事に着手することはできませんので注意して下さい。

石狩北部地区消防事務組合
○○消防署
住所
TEL
Fax

渡り廊下等の審査表

審 査 結 果		適・否							
接続通路等の種別		渡り廊下	地下連絡路	洞道					
接続される建築物の概要									
		A	B						
名称									
用途									
主要構造部の構造									
渡り廊下	使用目的:			障害物等の有無:					
	渡り廊下の幅員: m		接続する部分の階数:		建築物相互間の距離: m				
	接続される建築物の構造 (接続部分から3m以内)	A			B				
		壁	耐火・防火	開口	有・無	壁	耐火・防火	開口	有・無
			設備()		面積 m ²		設備()		面積 m ²
		屋根	耐火・防火	部	防火設備	屋根	耐火・防火	部	防火設備
	設備()		特防・防火		設備()		特防・防火		
	廊下	形態: 吹き抜け・その他			接続部分の開口部				
		耐力上主要な部分の構造			面積 m ²	構造	特防・防火・常閉・運動		
		S・R C・S R C・その他			排煙設備				
その他の部分の構造			自然排煙	部位:	面積等:				
不燃材料・準不燃材料・その他			機械式	能力等:					
地下連絡路	使用目的:			障害物等の有無:					
	通路の構造		耐火構造・その他		内装仕上(天井・壁・床) 下地含む		不燃材料・その他		
	通路の長さ m		通路の幅員 m		S P等	有・無	接続部以外の開口部	有・無	
	接続部分の開口部	A	面積 m ²	特・防・常閉・運動	排煙設備	S P等	有・無	種類	
		B	面積 m ²	特・防・常閉・運動			機械式		能力等:
洞道	洞道の構造		耐火構造・その他		内装仕上(天井・壁・床) 下地含む		不燃材料・その他		
	接続部分の開口部及び点検又は換気のための開口部以外の開口部の有無					有・無			
	点検のための開口部				換気口				
	面積 m ²	構造	特防・防火・常閉	防火ダンパーの有無	有・無				
	洞道の長さ	20m未満・超	20m未満の場合、配管等の貫通部の埋め戻し			適・否			
備考									

様式6

石北消 第 号
年 月 日

様

石狩北部地区消防事務組合
○○消防署長

建築確認等（同意・了承）通知書

年 月 日付けで送付のあった下記の 申請書について、消防
法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づき、（同意・了承）します。

記

1 受付番号（北海道庁・指定確認検査機関）

2 受付日付（北海道庁・指定確認検査機関）

3 建築場所

4 消防同意番号 第 号

消防法関係法令適用通知書

- ◎ この建築物には、消防法・火災予防条例に基づく次の消防用設備等が必要です。(○印のもの)
 ◎ 今回の増改築(用途変更)に伴い、変更を生じる消防用設備等は、○印の設備です。

1 消火器	10 動力消防ポンプ設備	18 誘導標識
2 <u>屋内消火栓設備</u>	11 <u>自動火災報知設備</u>	19 消防水
3 <u>スプリンクラー設備</u>	12 <u>ガス漏れ火災警報設備</u>	20 排煙設備
4 <u>水噴霧消火設備</u>	13 漏電火災警報器	21 連結散水設備
5 <u>泡消火設備</u>	14 <u>消防機関へ通報する火災</u>	22 連結送水設備
6 <u>不活性ガス消火設備</u>	<u>報知設備</u>	23 非常コンセント設備
7 <u>ハロゲン化物消火設備</u>	15 非常警報設備	24 無線通信補助設備
8 <u>粉末消火設備</u>	16 <u>避難器具</u>	25 その他の設備
9 <u>屋外消火栓設備</u>	17 誘導灯	()

- ◎ 上記設備のうち、下線付のものは、工事着手の10日前までに工事整備対象設備等着工届出書を所轄消防署長に届け出なければなりません。

- ◎ その他、次の届出書が必要です。また、必要に応じて消防の検査を受けてください。(○印のもの)

1 防火・防災管理者選任(解任)届出書	8 サウナ設備設置(変電)届出書
2 消防計画作成(変更)届出書	9 ヒートポンプ冷暖房機設置(変電)届出書
3 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届出書	10 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書
4 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書	11 防火対象物使用開始(内容変更)届出書
5 炉・厨房設備・ボイラー設置(変更)届出書	12 危険物施設設置許可申請書
6 発電・変電・蓄電池・燃料電池発電設備設置(変更)届出書	13 その他()
7 給湯湯沸設備・温風暖房機設置(変電)届出書	

※上記届出のうち、10は工事完了後4日以内、11は建物の使用開始7日前に届出書を所轄消防署長に提出してください。

- ◎ 設置された消防用設備等については、定期的に点検を行ない、その結果を(1・3)年に1回所轄消防署長に報告してください。

- ◎ この建築物は、次の事項に留意してください。(○印のもの)

- 1 小屋裏、天井裏等に設置された感知器を維持管理するため、適当な位置に点検口等を設けて下さい。
- 2 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備で、凍結のおそれのある配管を乾式とする場合は、配管内の空気を排出し、かつ流入を防ぐため自動式の吸気弁及び排気弁を設けて下さい。
- 3 この防火対象物(全体・部分)に使用されるカーテン及びじゅうたん等は防炎処理が必要です。
- 4 火災予防条例の規定により、店舗等の部分は避難通路を有効に保有しなければなりません。
- 5 火災予防条例の規定により、各階に避難経路図の掲示が必要です。
- 6 給湯器、ボイラー及び厨房設備等の排気ダクトが小屋裏隠ぺい部分を貫通する場合は、確認のため点検口等を設けて下さい。
- 7 防火対象物定期点検報告制度の対象となりますので、その結果を1年に1回、所轄消防署長に報告してください。
- 8 防災管理点検報告制度の対象となりますので、その結果を1年に1回、所轄消防署長に報告してください。
- 9 この防火対象物のうち住宅の用途に供する部分に住宅用防災機器の設置が必要です。設置場所と感知器の種類を平面図に明記し、防火対象物使用開始(内容変更)届出書に添付してください。
- 10 その他

問合せ先 石狩北部地区消防事務組合 ○○消防署
 住所

TEL

Fax

様式8（その1）

事前相談記録簿

(決裁欄)						
日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分					
場 所						
相談等の種類						
出席者	消防側					
	関係者側					
内 容						
防 火 対 象 物	所在地					
	名 称					
	構 造	耐火・準耐(イ・ロ)・木造・その他()				
	延焼部分の構造・開口部	(建築物)				
	無窓階の有無					
	規 模	建築面積 m ²	延べ面積 m ²	階数	階建	
	用 途	項 ()				

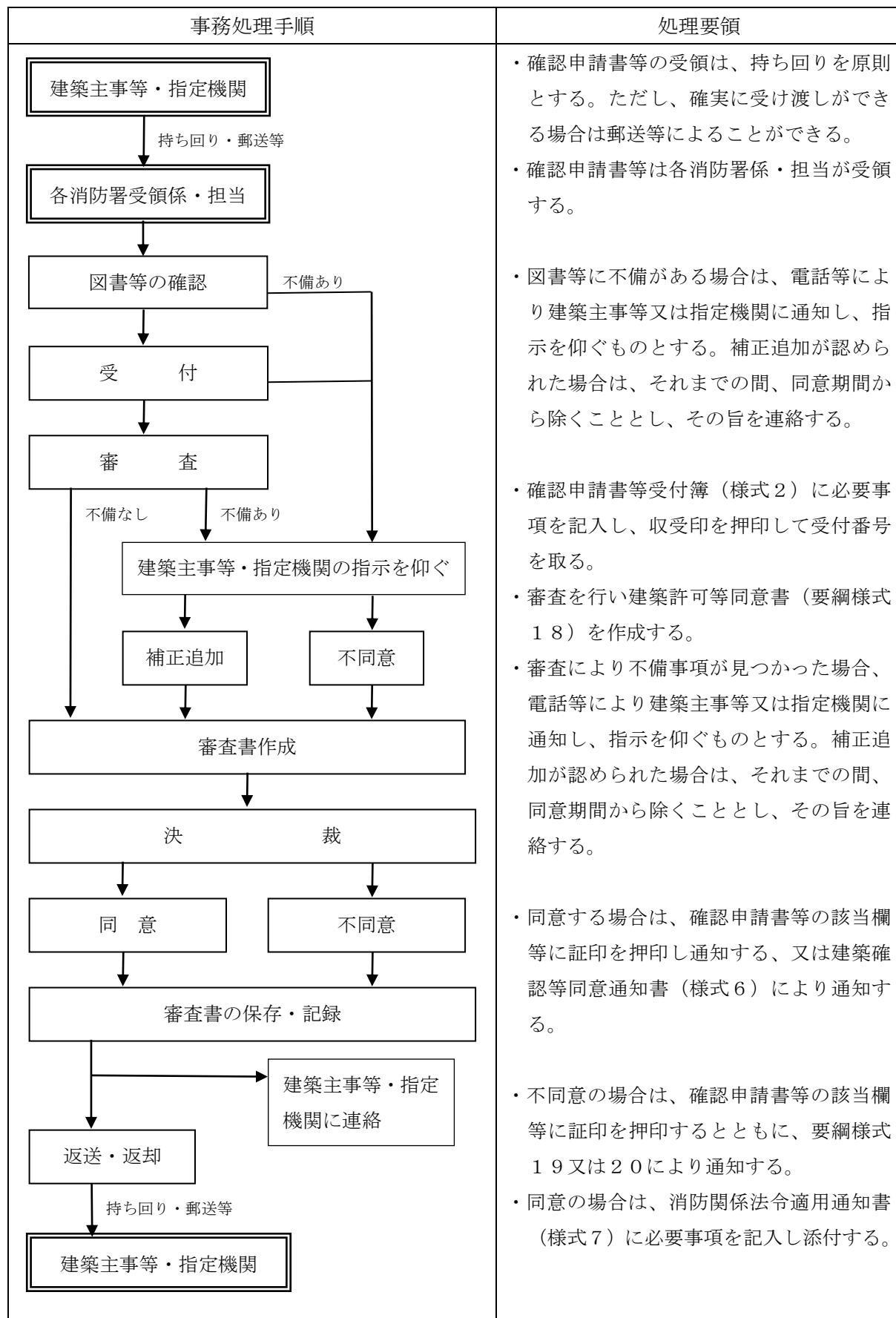
様式8（その2）

確認通知受付簿

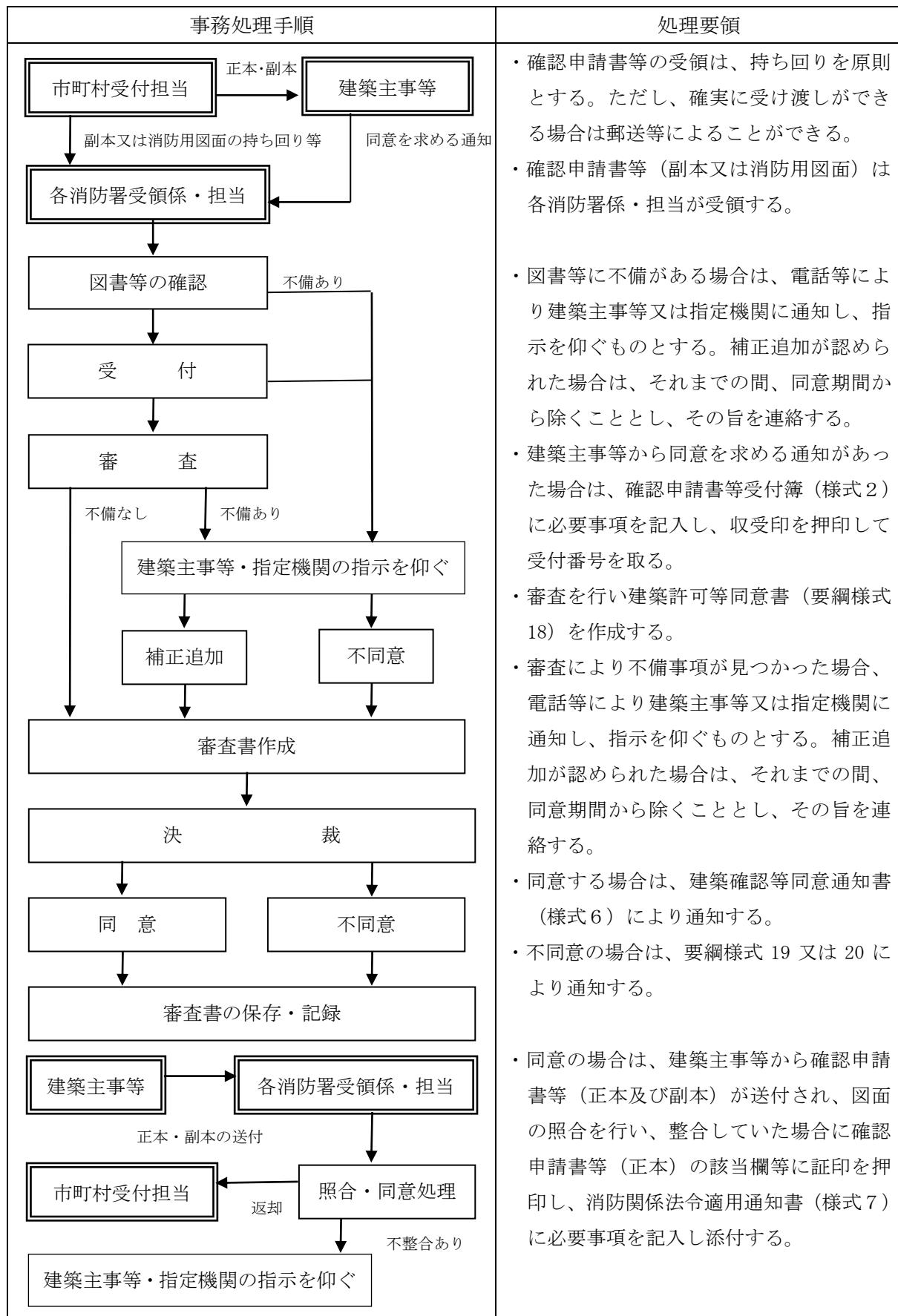
年

受付	通知の宛先	建築物等		通知内容			通知用途
		建築物名	所在地	建築別	階層		
受付日		建築主氏名・電話		構造	延べ面積		
受付番号				建築面積			
月 第	1 建築主事			新・増・()	地上 地下	住宅(専用・併用)	
月 第	2 指定確認検査機関 ()					m ²	工作物
月 第	1 建築主事			新・増・()	地上 地下	住宅(専用・併用)	
月 第	2 指定確認検査機関 ()					m ²	工作物
月 第	1 建築主事			新・増・()	地上 地下	住宅(専用・併用)	
月 第	2 指定確認検査機関 ()					m ²	工作物
月 第	1 建築主事			新・増・()	地上 地下	住宅(専用・併用)	
月 第	2 指定確認検査機関 ()					m ²	工作物
月 第	1 建築主事			新・増・()	地上 地下	住宅(専用・併用)	
月 第	2 指定確認検査機関 ()					m ²	工作物
月 第	1 建築主事			新・増・()	地上 地下	住宅(専用・併用)	
月 第	2 指定確認検査機関 ()					m ²	工作物

消防同意事務フローチャート 1



消防同意事務フローチャート2



確認通知事務フローチャート

事務処理手順	処理要領
<pre> graph TD A[建築主事等・指定機関] --> B[各消防署受領係・担当] B --> C[図書等の確認] C -- 不備等なし --> D[受付] C -- 不備等あり --> E[建築主事等・指定機関に連絡] E --> F[補正] F --> D D --> G[受付簿記載] G --> H[決裁] H --> I[確認通知の保存・記録] </pre> <p>確認通知の受領は、持ち回りを原則とする。ただし、確実に受け渡しができる場合は郵送等によることができる。</p> <p>確認通知は各消防署係・担当が受領する。</p> <p>図書等に不備がある場合は、電話等により、補正を求める。</p> <p>確認通知受付簿（様式9）に必要事項を記入し、收受印を押印して受付番号を取る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 確認通知の受領は、持ち回りを原則とする。ただし、確実に受け渡しができる場合は郵送等によることができる。 確認通知は各消防署係・担当が受領する。 <ul style="list-style-type: none"> 図書等に不備がある場合は、電話等により、補正を求める。 <ul style="list-style-type: none"> 確認通知受付簿（様式9）に必要事項を記入し、收受印を押印して受付番号を取る。